

平成24年第2回  
河内町議会定例会会議録 第2号

平成24年6月8日 午前10時00分開議

1.出席議員 12名

|     |    |     |     |    |     |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 雑賀 | 茂君  | 2番  | 雑賀 | 正光君 |
| 3番  | 服部 | 隆君  | 4番  | 廣瀬 | 裕君  |
| 5番  | 野澤 | 良治君 | 6番  | 青野 | 正君  |
| 7番  | 星野 | 初英君 | 8番  | 篠田 | 英一君 |
| 9番  | 牧山 | 龍雄君 | 10番 | 福智 | 正之君 |
| 11番 | 大野 | 佳美君 | 12番 | 宮本 | 秀樹君 |

1.欠席議員

なし

1.出席説明員

|          |    |     |      |
|----------|----|-----|------|
| 町        | 長  | 野高  | 貴雄君  |
| 総務課      | 長  | 小川  | 輝文君  |
| 企画財務課    | 長  | 秋山  | 豊君   |
| 都市整備課    | 長  | 石山  | 正光君  |
| 秘書広聴課    | 長  | 関口  | 富士子君 |
| 経済課      | 長  | 羽田  | 健二君  |
| 教育       | 長  | 石山  | 眺君   |
| 教育委員会事務局 | 長  | 藤井  | 俊一君  |
| 教育委員会事務局 | 参事 | 萩原  | 治夫君  |
| 町民課      | 長  | 椿   | 法男君  |
| 福祉課      | 長  | 沼崎  | 繁君   |
| 福祉課      | 参事 | 大槻  | 正己君  |
| 出納室      | 長  | 藤ヶ崎 | 勇一君  |
| 子育て支援課   | 長  | 岩橋  | 弘君   |

1.出席事務局職員

議会事務局参事 林 博行

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

平成24年6月8日(金曜日)

午前10時00分開議

#### 議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程3. 議案第2号 河内町立こども園設置条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 平成23年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程6. 議案第5号 平成24年度河内町一般会計補正予算(第1号)
- 日程7. 議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程8. 議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程10. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号
- 日程4. 議案第3号
- 日程5. 議案第4号
- 日程6. 議案第5号
- 日程7. 議案第6号
- 日程8. 議案第7号
- 日程9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程10. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

---

午前10時00分開議

議長(廣瀬 裕君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、藤崎和則氏の傍聴を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりであります。ご承知くださるようお願いいたします。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表のとおり質問を許します。

1、第3次河内町行政改革大綱については、牧山龍雄君からの質問です。

2、行財政改革については、雑賀正光君からの質問です。

3、入札制度改革については、野澤良治君からの質問です。

初めに、牧山龍雄君、登壇願います。

〔9番牧山龍雄君登壇〕

9番（牧山龍雄君） 9番牧山でございます。一般質問事項表に従いまして質問させていただきます。

初めに、河内町の花アジサイも咲き始め、季節に彩りを添え始めましたきょうこのごろ、野高町長におかれましては、このたび関東町村会長にご就任なされまして、まことにめでとうございます。これからも健康に留意されまして、河内町町政と関東町村会長の重責を力強く成就なされますことをお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

河内町行政大綱についてお聞きします。

この大綱は、平成8年に第1次河内町行政大綱を策定し、効率的な組織機構の確立を図るとともに、積極的な行財政改革に取り組み、人件費を初めとする経常経費等の削減等に努める大綱をつくり、そしてさらなる行政改革の推進に向け、平成17年に第2次河内町行政改革大綱を策定し、全庁的に行政内部の改革に取り組んできました。

平成22年から、第3次河内町行政改革大綱を策定し、現在取り組んでいるところであります。その取り組みの最中ではありますが、今、どのような進捗状況なのかをお聞かせください。

そして、2回目の質問は、行政大綱全般についてお聞きします。

一つ、効率的な行政運営の確立について。

一つ、時代に即応した組織体制と人材育成について。

一つ、財政運営の健全化についてです。

それでは、1回目の行政大綱に掲げる具体的な推進事項項目を、担当課長さんに答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） 関口秘書広聴課長。

秘書広聴課長（関口富士子君） それでは、ご質問にお答えいたします。

河内町第3次行政改革推進計画の進捗状況についてのご質問ですが、既に第2次行政改革から継続しているものも含んでの報告とさせていただきます。

河内町第3次行政改革推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間となっております。このたびの推進計画の実施は、第3次行政改革大綱に掲げた三つの基本方針に基づき、その達成のため、五つの推進方策、そして26の具体的推進項目を相互に関連づけて推進されております。推進計画全体の進捗管理については、行政改革推進本部の統括のもと、具体的な取り組み事項につきましては各所管部署が実施計画を作成いたしまして、当課において進捗管理はいたしております。

平成24年3月時点での主な進捗状況につきましては、まず、行政証明書のうち、住民票、印鑑証明書、税務関係の証明書の休日受け取りが可能となりました。また、受け付け専用と高齢者等への対応の改善といたしまして、ローカウンターを設置するなどによりまして窓口の行政サービスの向上を図りました。

次に、効率的な行政運営につきましては、学校給食業務を民間に委託することにより、委託前の平成17年度と平成22年度決算を比較しますと、年間約2,500万円の削減となりました。そして、保育所、幼稚園の統廃合による認定こども園の設立、また、それに伴う職員並びに経費につきましては、職員が42名から37名となり、職員削減5名を含めた財政効果は、この統廃合に伴い約1,650万円が削減されました。

次に、事務事業の改善及び組織機構の見直しといたしまして、民間委託等を進めたことによる職員数の削減でございますが、既に平成17年度第2次行政改革からの推移といたしましては、平成24年4月1日現在、19人の減となっております。そして、それに伴う人件費につきましても、平成17年度と平成22年度を比較いたしますと、年間約8,200万円の削減が達成されております。

また、議員の皆様のご協力によります議会定数の削減、そして議員報酬の引き下げ、さらに町三役の給与の引き下げも行われました。それから、特別職を含めた職員の旅費日当の支給休止によりまして、年間500万円の削減がなされている状況でございます。

そして、専門知識を持った職員を育成することなどによる滞納処分実施に伴う収納率の向上、電算委託業務委託料の見直しによる削減、また、電子申請システムの導入、人事評価制度の導入をいたしました。

以上が主立った点でございます。

推進期間がまだ2年を過ぎた時点でございますので、これからも引き続き推進に努めてまいります。今後とも、町民の皆様のサービスを第一に考え、行財政改革により節減、合理化された事務事業経費を重点的に配分することで、より健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

なお、今回報告させていただいております詳細につきましては、6月号の広報紙に掲載し、町民の皆様にご報告させていただきます。さらに、ホームページにも掲載する予定でございます。

以上でございます。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

秘書広聴課長さん、ありがとうございました。課長になられて初めての答弁だと思いますけれども、大分緊張なされていたようで、ご苦労さまでございます。

それでは、行政大綱全般についてお聞きします。

この大綱は四つから成っていると思います。行政改革の基本的考え方、二つ目として行政改革の具体的な推進方策、三つ目として行政改革の推進に当たって、四つ目、今、発表していただきましたけれども、大綱に掲げる具体的な推進事項であります。

今回は、二つ目の行政改革の具体的な推進方策の中から、一つ、効率的な行政運営の確立はどのようになっているのでしょうか。時代に即応した組織体制と人材の育成、そして行財政運営の強化、この3点は今どのようになっているのか、各担当課長さんにお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） お答えします。

定員適正化についての個別進行状況ということで、関口課長から概要説明がありました。平成17年度から22年度の5年間で、目標減員15人に対して3人多い18人の減員となりました。次の23年度から27年度まで5年間で、目標減員7人の予定計画です。24年までの2年間で減員3人の計画で、今のところ1人の減員ということでございます。

総務課からは以上です。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） 牧山議員の財政運営の健全化に関する質問についてご説明申し上げます。

今、河内町の財政につきましては、おおむね健全な財政を保っていると思います。一つ一つの財政指標では数値の高いものや低いものがありますが、全国の市町村の財政状況をかんがみたととき、おおむね健全な財政を保っているものと思います。

しかし、今の国の経済状況やデフレの影響、雇用情勢の悪化等や東日本大震災の影響による町一般財源の落ち込み等を考えたとき、今後も適正な財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

今回の質問の財政健全化の計画の推進の取り組み関係についてお答えしたいと思います。

財政健全化計画等の執行状況につきましては、毎年、水戸財務事務所によるヒアリング等を受け、適正な見直しを行っているところでございます。目標数値を達成できなかった地方債現在高と実質公債費比率等につきましては、特に義務教育等の耐震補強事業等を前倒して実施したもので、財務事務所でも、当初計画等には予定されていなかった内容であり、やむを得ない事情であるということで了承を得ているところでございます。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、各課長からありましたけれども、もう少し踏み込んで、細かい点をお聞きしたいと思います。

効率的な行政運営の確立の中で、一つ、民間委託等の推進、これは給食センターなんかもあったという報告がありましたけれども、これからの認定こども園なんかも含めたもののお考えについてはどうか。小さな政府、小さな行政ということで、なるべくお金のかからない行政をつくっていかなければならないので、民間でできるものは民間に委託していただく方法で考えていったらどうかということですね。

それから、第三セクターの再評価及び監視体制と指導の強化という項目がありますけれども、この点はどのようになっているのか、課長さんお願いします。

それから、先ほど総務課長が答弁していただきましたけれども、定員の適正化、これは行政改革の表によりますと平成24年度は増員が3名ということになっておりますけれども、先ほど秘書広聴課長から答弁ありましたけれども、5名になっております。こちら辺の違いは、なぜそうなったのかをご説明お願いしたいと思います。

それから、財政運営の健全化ですけれども、各職員の方々頑張ってくださいまして、大分財政の健全化になっておりますけれども、私は、一つ、入札制度も、今、指名競争入札から一般競争入札にかえることによって、今、落札されている価格から10%ぐらいは下がるんじゃないかという試みを考えております。そうしますと、入札価格が大きければ大きいほどその差は大きく歳出削減になるわけですね。そういうこともこれから考えていっていただきたいところでありますし、また、先ほど新聞に載ってございましたけれども、東京電力以外のPPS、これは特定規模電気事業者といって民間のところから電気を買えるらしいですけれども、こういうのもこれから検討をしていったらいいのではないかと考えております。こういうものに対して、どのように取り組んでいくのか、各課長さんの答弁をお願いしたい。

これで3回目の質問を終わりにします。

議長（廣瀬 裕君） 岩橋子育て支援課長。

子育て支援課長（岩橋 弘君） 私の方からは、子育て支援課が所管しております認定こども園についてお答えしたいと思います。かわち認定こども園、そしてかなえつ認定こども園と、平成21年4月開園をいたしました。ご存じのとおり、かわち認定こども園は、源清田保育所と長竿保育所と河内第一幼稚園を最終的に一つにしましたこども園に、幼保連携型ということで統合しまして、開園して3年が過ぎ、今、4年目ということでございます。

現場では、幼稚園と保育所を一つにした施設として、いろいろ切磋琢磨と申しますが、模索している部分もありますし、課題がまだあるところですが、今の段階では民間委託ということは考えていないんですけれども、よりよいこども園の運営について、検討しながら

ら進めているところでございます。

県内では、こども園といいますと、私立が大変多くなっておりますが、公立では河内町以外では3カ所程度しか開園されておりませんで、毎年視察ということでお迎えしております。今月28日にも、つくばブロック保育協議会の方で視察が参ります。幼稚園と保育所を一緒に運営していく現場というのはどういった状況なのか興味のあるところで、視察されるのではないかと思います。

ですので、今の段階では民間委託というのは考えておりませんで、よりよい町のこども園としまして、充実に向けて進めているところでございます。

以上でございます。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） お答えいたします。

24年度の採用5名についてということですが、24年4月1日の採用者は事務職5名、うち管理栄養士1名が含まれております。

どうして採用計画3人に対して実績が5人か、理由はとのことですが、計画はあくまでも5年スパンのものでありまして、前5年のときには、国、県も集中改革プランということで、毎年のヒアリングを初め、強力に推進をしてきました。しかし、3.11の震災以来、被災自治体ではこういった削減で職員の絶対数が足らなかったということもあり、そういった締めつけの方はなくなってきております。災害対応や前回5年間の職員の減の積み増し、現に受けているものも含めて数百項目に及ぶ地方分権に伴う国や県からの権限や事務の移譲、それと、毎年、県庁市町村課への職員派遣、来年度からの県後期高齢者連合、それから県租税債権機構への職員の派遣、それと非正規雇用が進む社会情勢の中でいろいろと考慮した結果、積極採用ということで5人の採用となったと思います。

議長（廣瀬 裕君） 羽田経済課長。

経済課長（羽田健二君） 牧山議員から質問がありました第三セクターに関してお答えいたします。

今回の第3次行革については、牧山議員がおっしゃったように、平成22年度から第3次ということで現在進めているわけですがけれども、それまでの第1次、第2次の行革では第三セクターに触れた項目はありませんでした。

それで、どうして第3次で第三セクターが入ったかと申しますと、近年における日本経済の停滞や社会環境の変化などにより債務超過に陥り、地方公共団体の財政に大きな不安を招くということで、それまで総務省で出していました第三セクターに関する通知がありましたけれども、これが平成21年6月に改正をされて、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針というのが各地方公共団体に通知がなされました。

この内容ですけれども、その抜本的改革の推進等については、特にその経営が著しく悪化している場合は、損失補償などにより将来的に地方公共団体に深刻な影響を及ぼすこと

が予想されるために、地方財政規律の強化に資するためのもので、この方針を踏まえて、現在の町の行政改革大綱の中に反映をしたものであります。

具体的には、実際に損失補償を行っている場合や経常収支が赤字で地方公共団体から補助金など補てんを受けている場合は特に抜本的改革を推進するという内容でございます。

毎年、町の予算で、ふるさとかわちに対しては損失補償の債務負担行為をしております。その内容は、毎年、新米の仕入れ時期に、新米の仕入れやその他運転資金として農協から一定額の短期資金を借り入れしているわけですが、いつも償還期限前に返済もなされている状況であり、今まで町が負担しなければならない損失補償や補てんなど発生していない状況でありますので、現在のところ、そういう損失補償にかかわるような経営的な問題は特に心配はないと思っております。

そういうことも踏まえて、指導的なことに関しては、決算ごとに報告書も出されておりました、これは議会にも報告し、議員の皆様にも説明してはいますが、財務的なことはこの報告を中心に行い、また、運営的なことについてはこの報告や年間計画などを聴取して行っている状況でございます。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） 行政改革で入札制度の改革を取り入れていく考えはありますかというご質問であります。

今、町では、指名競争入札により、入札を公平、公正に実施しているところでございます。今後、一般競争入札のメリット、デメリット等をよく精査し、一般競争入札の導入をする場合には、工事の基準額や条件付き一般競争入札を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

また、ご質問の行政改革大綱に取り入れてはどうかというご質問だったと思いますが、入札は、執行した結果、工事の金額が決定するものでありますので、財政の健全化等の計画に計画的に目標値をのせるものではありません。今後、入札制度の検討をするのであれば、事務事業の見直し等で対応してまいりたいと考えております。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） 課長さん、どうもありがとうございました。いろいろな改革の内容をお示し願いましたけれども、スピーディーにこれからも取り組んでいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（廣瀬 裕君） 次に、雑賀正光君、登壇願います。

〔2番雑賀正光君登壇〕

2番（雑賀正光君） 2番雑賀正光です。通告に従いまして質問させていただきます。事業仕分けについてお尋ねをします。

まずは、現在の日本は、東日本大震災の復興のおくれや電力不足、円高、デフレ、少子高齢化、産業の空洞化、中国景気後退、欧州危機等による世界経済金融見通しに対するり

スクが高まるなど、大きな不安を抱えたままになっております。

このような状況が家計や企業活動に影響し、国家も地方自治体も税収が伸びない中で、行政サービスの肥大化により、その対応に苦慮しているところであります。

その打開策の一つとして、事業仕分けを実施して効果を上げている自治体があると伺っておりますが、茨城県での事業仕分けを実施している自治体状況をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

この後は自席にて質問させていただきます。

議長（廣瀬 裕君） 関口秘書広聴課長。

秘書広聴課長（関口富士子君） ご質問にお答えいたします。

最初に、事業仕分けの自治体の状況についてですが、茨城県内で事業仕分けを実施している自治体は4市ございまして、土浦市、龍ヶ崎市、つくばみらい市、かすみがうら市が実施しております。そして、各市においては、国や地方公共団体の事業仕分けの実績のあります政策シンクタンク「構想日本」という組織に委託して事業仕分けが実施されております。

次に、仕分け対象事業についてですが、主な対象となる事業の基準といたしましては、総事業費の額、金額につきましては50万円から200万円以上となっております。そして、長期にわたり継続する事業、それから自治体の裁量権のある事業などで、自治体によって対象としている範囲は多岐にわたっております。

近隣の龍ヶ崎市においては、平成22年度、23年度で事業仕分け作業を実施いたし、年度ごとに行政経営評価委員会の提言、議会の意見を経て、事業や予算には反映されている状況でございます。

なお、効果の検証につきましては、ホームページに掲載されてあります。

県内の事業仕分け実施状況については以上でございます。

議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） ご苦労さまでした。今、近隣の自治体の状況わかりましたけれども、私の方も、実は、「構想日本」、NPO法人ですが、ここがやっておる事業仕分けについてちょっと調べたものがありますので、それを申し上げます。

この事業仕分けは、「構想日本」が、2002年に、戦後60年間の行政の大掃除の切り札として考え、名づけ、始めたものです。政府の行政刷新会議でも採用されて以来、今や事業仕分けは日常用語となりました。こういうことになっております。

その中で、今現在、全国を調べてみますと、2011年度の実績で86自治体の実施しております。延べにしますと、110回を超えているそうです。2回もやっているところがあるということですね。

そういう中で、その効果というものがありますので、これも申し上げます。

事業仕分けは、あくまでもツールであり、使い方、工夫の仕方次第でさまざまな効果が

あります。特に、以下の3点については大きな効果があります。歳出削減、行政への住民参画促進、職員の意識改革ということが言われております。

その中で、事業仕分けを傍聴した住民からの意見ですけれども、行政サービスは高いことにこしたことはないが、そのため相応のお金がかかることを改めて感じた。事業仕分けは、これは住民の意見でなくて総括したものでしょうけれども、事業仕分けは、住民が行政について他人事としてではなく、みずからのこととして主体的にかかわり、考えるきっかけとして非常に有効です。行政への住民参画を促すための工夫を重ねて進化していますと、こういうことが書かれております。

職員の意識改革については、事業仕分けをされる自治体の職員は、議論を進めるうちに気づきが生れます。職員の意識改革の面で効果も大いに期待できます。職員の意識改革につながった。説明責任の重要性を痛感、外部の視点で事業の見詰め直しにつながったと、9割方の職員がこういうふう感じたということでございます。

河内町は人口が1万人ですけれども、これに近いところが埼玉県騎西町というところでありまして、このことをちょっと申し上げます。

「構想日本」が2002年より行ってきた行政の事業仕分け、本年度中に40余りの自治体で実施する予定です。歳出削減の効果や、職員、住民の意識改革などの実績が浸透し、ますますそれが広がっています。さらに、国の事業仕分けは、文部科学省、環境省、財務省を対象に行い、参加者からは有益な反応をいただいています。騎西町は人口約2万人です。これまでの「構想日本」事業仕分けの中では、最も人口の少ない自治体での実施です。住民の顔が見えやすい、人口規模が小さい自治体の利点を生かした行政改革への取り組みを応援していきたいと思えます。今回の事業仕分けの実施は、町長の強いリーダーシップにより実現しました。百聞は一見にしかず、まずは、かんかんがくがくの議論を傍聴し、その威力を確かめてください。行政の事業予算の中身を知ることで、さまざまな気づきがあります。

こういうことが書いてありまして、河内町でも、先ほどから課長さん方がいろいろな答弁されていますけれども、やはり第三者の意見を聞くということは非常に有効ではないかと思えますので、その辺河内町での導入についてはどういうお考えがあるのかをお聞かせ願いたいと思えます。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 政権交代して民主党になって、事業仕分けという言葉が随分はやり出して、各自治体、またそれを補うような法人等々がたくさんできて、今いろいろやっているようでございますけれども、実際に政権交代して、自民党のときの特別会計等々についてはきちとした事業仕分けをすべきじゃないかというのは、私も理にかなっていません。

なぜならば、特別会計が394兆円かな。一般会計が91兆円で、地方自治等々におきますと

特別会計、一般会計ほとんど同じなんですね。特別会計の中では政策的な経費というものが、いろいろな意味で、例えば河内と言えば下水道あるいは水道、そして国保事業等々につきまして、一括して事業仕分けどうこうというよりも、その中には有識者、学識経験者、議会の人たちも入っていただいて、運営する上においては皆さんから広く意見を聞いて、その中できちっとして、逆に言えば事業仕分け、そういうこともきちっとやっている。

ただ、私どもの町は40億円の町です。予算査定も大変な労力と時間をかけて概算要求からおっつけていくと。そういうことも含めて、いろいろと事業仕分けをしているというのは同じことでございます。

ですから、逆に言うと、長が丸投げして自分の立場を有利にするというようなことも、逆に考えられると思うんですね。特に、地方自治の我々は大統領制でございます。そして、町民とお約束した政策を一つ一つ実現していく。それには、やはりきちんとした財政運営をしていかなければならない。河内町も、そういう面では、私は約束事も守りながら、そして何よりも地域の皆さんと話し合うのがいいとか、私は平成7年から地域懇談会をずっとやってきました。皆さんからの要望事項、そして皆さんからのご意見を賜りながら、一番大事なのは、これは会社だったら事業仕分けなんかいっぱいやった方がいいと思うけれども、行政は最大の目的はサービス業なんです。サービス業には効率とかいろいろありますけれども、あるところの市の事業仕分けでバスが来なくなっちゃったと。今度はデマンドタクシーかなんかで非常に料金が高くなっちゃったと。全面的に事業仕分けしたら、バスは廃止しなさいという答えが出たので、何とかしなくちゃいけないと。

ですから、実際的には、運用上大変厳しくなってくればそういうことも必要かと思えますけれども、常にそういうことにならないように、そして一番大事な基本的なものは住民サービス、これを滞りないように広く皆さんから意見をして、そしてまた、何といたっても議会の皆さんがいるわけだから、私の執行には議会の皆さんが一番目を光らせて、皆さんからの要望もやるということでもありますので、今、事業仕分けを取り入れようということについては余り考えはありません。今後、いろいろな意味で検討した上で、そういうこともあればいいかなと思うときには、また別に皆さんと一緒に相談しながらやっていきたいと思えます。

やはり政策立案、これをするのには、逆にこっちできちんとした事業仕分けをしてやっていかないとできないわけですから、よそに丸投げする気はありません。今の考えはそういうことです。

議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） 今、町長さんのおっしゃったことは、非常に私も理解ができます。ただ、リーダーたる者、町長さんがおっしゃったように本当に心底そういうことで事業を進めてまいっていただければいいんですけれども、我々の住民の貴重な血税で運営されている限り、幾らかでも無駄があってはならないと。これは町長みずから常々おっしゃって

いるわけですから、そういう意味で、町長はたしか内閣府の行政刷新会議のワーキングメンバーでもございます。私、ホームページでちょっと見ましたが、あそこであれだけのことをおっしゃるわけですから、河内町の中でもそういう志を最後の最後までしっかりと心に刻んでいただいて、これからの「住んでいるまちから住みたいまちへ」という町長のおっしゃったことを本当に腹の中にしっかりと入れていただいて、我々の時代よりも、次の世代にしっかりとしたものを受け継がなきゃいけない責任がありますから、特に大統領制とおっしゃっている立場上、大統領ですから、首長の考え一つで全部変わってしまいますから、そういう意味でその辺をしっかりと肝に銘じてやっていただきたいと思います。

私の方から以上であります。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 肝に銘じて今までもやってきました、ずっと。これからも肝に銘じて、やはり職員の皆さんにも私は大変厳しいことを言います。

というのは、やはり行革、私が村長になったときは183人いたんです。50人ぐらい減らしましたから。なぜかという、経常経費を少なくすることがサービスに回る銭が多いわけです。ですから、この小さな町でも、子供2人産んだら50万円、3人産んだら100万円、町独自でやっているというのは余りないんです。よく河内やれるなと言うけれども、それは私もみずからの報酬を削減したりいろいろやっています。私は投票で託されましたので、これは責任持って、肝に銘じて、いつも不退転の構えで、いろいろあります。

ただ、判断するのは一人なんです。最後の決断は私が、この間の震災のときも、水道が10日で開通しました。通常業務でいくと2カ月かかります。全部責任持つと、やろうと。県南水道にも、こっちで直すからと。初めはいろいろ、そんなのはとんでもないと。緊急事態に何言っているんだと。そういうことで、いろいろと先頭に立って、肝に銘じて、おっしゃられるように、再確認しながら頑張りますので、よろしく協力をお願いします。

議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） 町長が肝に銘じるということなものですから、そういう意味では、「六十にして耳に順い、七十にして矩を踰えず」という言葉があるように、その辺を十分にご理解いただいて、そういうことで、ありがとうございました。

議長（廣瀬 裕君） 次に、野澤良治君、登壇願います。

〔5番野澤良治君登壇〕

5番（野澤良治君） 5番野澤です。河内町議会会議規則にのっとり、議長に対して通告しました内容のとおり一般質問させていただきます。

初めに、野高町長におかれましては、関東町村会会長就任まことにおめでとうございます。今後、ますますのご活躍をご期待申し上げます。

東日本大震災から1年3カ月が経過し、河内町においても水道、道路等の復旧が急ピッチで進められたことに対し、関係各位に感謝を申し上げます。

また、100年に一度と言われる経済不況のもと、リストラや賃金カット、そしてTPPの問題等、当河内町に与えるさまざまな影響のもと、厳しい財政運営が当面続くと予想されます。経費削減はもとより、思い切った政策判断、そして適正な財政運営が求められています。

そこで、入札制度改革についてお伺いをいたします。

現在の入札の方法、そして業者の選定基準、また過去3年間における落札率、そして町内、町外の受注の割合について、また随意契約、見積もり等による発注件数及び内容について、最後に一般競争入札についての現在の取り組みについて、担当課長よりご答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） 野澤議員の入札につきまして初めにお答えしたいと思います。

最初は、過去3年間の発生状況と落札率及び町内、町外の割合のご質問であります。

平成21年度の入札に伴う発生件数は37件で、町内、町外の件数は、町内が19件、町外が18件であります。22年度の発生件数は27件で、町内が18件で町外が9件であります。23年度の発生件数は36件で、町内が23件、町外が13件であります。

なお、町外の営業所等が町内にある業者につきましては、町内でカウントさせてもらっております。

また、落札率は、21年度の平均で96%、22年度は97%、23年度は96%であります。

次に、随意契約の金額制限と発生件数、内容についてでございますが、金額につきましては、工事または製造の請負の契約で130万円、財産の買い入れ80万円、物件の借り入れ40万円、財産の売り払い30万円、物件の貸し付け30万円、それ以外のものにつきましては50万円となっております。

しかし、随意契約につきましては、その金額にかかわらず、地方自治法施行令で、競争入札に付することが不利と認められるときや、時価に比べて有利な価格で契約することができる見込みがあるときや、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき等は、随意による契約を締結することができることとなっております。

また、発生件数、内容につきましては、金額の少ないものや随意契約の基準に適したものはそれぞれの担当課で契約をしておりますので、私どもの方で全部を把握しておりません。

把握しているものにつきましては、平成22年度は47件、金額の少ないもので1万8,000円、大きなもので245万7,000円、これは国土調査の素図の電子化委託業務でございます。23年度は27件で、金額の少ないものは11万5,000円、大きなものは438万9,000円、これは食品放射能測定システム機器の購入でございます。

次に、指名選考基準と選考委員会のメンバー構成等につきましてでございますが、これにつきましては、平成21年の6月定例会で野澤議員にご説明申し上げましたとおりで、現在も同じでございます。

次に、一般競争入札に向けた取り組みということでございますが、一般競争入札の導入について、基準額や条件付き一般競争入札等を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

議長（廣瀬 裕君） 野澤良治君。

5番（野澤良治君） 2回目の質問をさせていただきます。

ただいま秋山課長の方から答弁がありましたけれども、前にも質問しているので大体はわかっているんですけども、やはり指名競争ということで落札率が非常に高い。96、97ということは、ほとんど予定価格に近いということでございますので、その辺を見ますと、談合の防止の取り組みということが非常に大事になってくると思いますので、その辺の今の取り組みの状況について、そして近隣の市町村で第三者として入札の監視委員会というものを設置しているところもございまして、その辺の今後の取り組みについて説明してください。

それと、随意契約等々で金額が1万円から400万円の範囲でありましたけれども、どこがとるとするのは別に問題はないんですけども、とった業者をホームページ等で情報の開示というのは、今の入札の開示は指名競争できちんとしたものしか出ていないと思います。小さな物件でも、どこがどういうものをとったという情報もきちんと載せる必要があるのではないかと。そして、1社じゃなくてそれが3社であれば、どこがどういった金額で申し込んだというのを開示していただければと思っております。

それと、町内と町外の比率ですが、前回のときにはもっと町内、町外の差があったのですけれども、今回、支店という形で町内に入れたので、大分町内と町外の差がなくなっておりますけれども、できれば地場産業育成という意味も込めまして、なるべく町内に本店のある会社を優先して使っていただくことが税収の増加にもつながるのではないかと、今後考えていくべきではないかと思っておりますので、その辺も答弁いただきたいと思っております。

最後に、一般競争の件ですけれども、前に質問したときにもお話ししましたけれども、平成20年4月に、公共事業の入札及び契約の適正化の推進ということで、総務省、そして国交省より県を通じて各町村にも通知がなされていると思っております。その内容は、入札制度の改革、そして総合評価方式の導入ということで通達がなされているということでもございます。

町の方でもなかなかすぐにはできないのかもしれませんが、ことしの4月には茨城県において一般競争入札を3,000万円から1,000万円に引き下げるということで、それも総合評価方式というシステムを使うということで、これは企業の施工体制と技術者の施工の経験、そして地元での人員の採用というものをポイント制にしまして、金額

だけではなくて、品質の低下を防ぐという意味での発注をこれから具体的に進めていくということでございますので、その辺を含めて2回目の答弁をよろしく申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） お答えいたしたいと思います。

まず、指名競争入札関係、随意契約を含めた公開ということでございますが、まず、私どもでは、今、議員がおっしゃったとおり、入札後に入札の結果につきましてホームページで公表しております。

随意契約につきましては、それぞれの担当課でやっている部分もたくさんありますので、それをいろいろ精査しまして、担当課と調整しながらその辺のところは考えていかなければならないのかなと思っております。

競争入札における談合関係の問題であります。私どもの方では、指名競争入札における談合防止の取り組みについて、特に談合防止につきましては、談合情報対応マニュアル等を作成し厳しく対応するとともに、対策として、事前公表を工夫しまして、予定価格を事前に公表したり、そういったことをやることによって防止対策を図っているところでございます。

監視委員会のことでございますが、これにつきましても、今後、談合はあってはならないものでございますので、検討してまいりたいと考えているものでございます。

総合評価方式関係につきましては、品質の低下等々の対策として、品質の向上や技術力の向上に一定の効果はあると思います。ただ、一方で、先ほど議員のおっしゃった地場産業優先、地元優先の考え方ということで、入札基準の問題や落札決定までの日数等々の問題が総合評価方式にはありますので、そういったところをいろいろ考えて今後検討してまいらなければならぬと考えております。

あと、私どもの方では、指名選考基準に合った、また実績があつて信頼性もある業者さんを指名選考委員会で選考し、品質低下への対策を行っているところでございます。

議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

5番（野澤良治君） ありがとうございます。今、説明がありましたけれども、もう1点は、オープンカウンター方式というのが広く取り入れられているところがある。これは金額が本当に安いもの、そして指名の通知というか、受け付けがなされていなくても、地元であれば優先的に、3万円でも5万円でも安いものを広く公募して、いいものを地元の雇用という考えでやっていくというのも、今、広く取り入れられておりますので、その辺の考えが今後あるのかどうか。

そして、なかなか一般競争の方には触れられてはいませんでしたけれども、試験的にでもいいですから一度やってみていただけないかと。電子入札の導入というものも含めていただいて、町単独でシステムを導入するというのは非常に難しいという部分もあるかもしれませんが、公共団体との共同運用ということもできますので、予算的にはそれな

りにはかからないように、そのことによって、事務の簡素化、そして入札にかかわる費用の縮減、また競争性を高めてより公平、公平な入札ができるというふうに考えております。

そしてまた、今後、町営住宅を初め、大規模な工事の発注の予定もありますので、その辺も含めて前向きな、具体的な一般競争に向けた考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） 議員のご質問で、まず、オープンカウンター方式の発注の考え方でございます。

このオープンカウンター方式とは、茨城県の水戸土木事務所や土浦土木事務所等で2年前ぐらいから試行的に行っている、事務用品等調達の公募型見積もり合わせのことなのかなと思います。この方式は、見積もりの相手を特定せず、調達案件を公開し、参加を希望する方から見積もりを提出していただき受注者を決定する方法で、参加資格のある方はだれでも参加できるということになっているようです。

土木事務所等での対象案件は、1件の予定価格が160万円以下の物件の購入、250万円以下の印刷物等の発注となっているようです。

町でも、事務用品の購入や印刷物の作成が複数課にまたがっておりますので、今後、その担当課と協議をして検討してまいりたいと考えております。

あと、先ほどおっしゃられました総合評価方式等々でございますが、これにつきましては、先ほどもお話ししましたが、品質の向上や技術力の向上に一定の効果はあるのではないかなと思います。

ただ、一方で、先ほど河内町の競争入札の落札率の問題でお話がありましたけれども、これをやることによって、もっと落札率が上がるという状況もないとも言い切れません。あとは、日数がどうしてもかかるという状況があります。そういった意味で、今後、いろいろその辺を精査しながら検討してまいりたいと考えております。

一般競争入札や電子入札につきましても、一般競争入札については基準や地場産業の育成等々も加味しながら、条件付き一般競争入札を含めたような形で検討してまいりたい。電子入札につきましては、なかなか経費の問題等々もあります。21年の質問でもお答えしていると思いますが、実際、茨城県では共同でやっていると思いますが、その辺のところ経費もある程度かかって、人材も向こうに派遣するというのも今やっておりますので、その辺のところもいろいろ調べながら検討してまいりたいと考えてございます。

議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

5番（野澤良治君） 大変ありがとうございました。なかなか課長レベルで答えるのは厳しいと思いますので、ぜひとも町長にも、その辺のトップとしての今後の判断、一言いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） いろいろと、今、野澤議員からの質問等々含めまして、また、地

場産業というのは、河内ばかりを含めてではなくて、茨城県建設業会等から要望、陳情も来ています。その地域を含めた地場産業としてよく考えていただきたい。それで、工事については優良な企業が優秀な設備で工事をしていただかなければいけない。河内町の地場産業の皆さんも随分大きく育ってきた方もたくさんいますし、そういうものを含めまして、今後の課題としていろいろと、ただ、逆に言うと、今まで大変困っていることは、バブルのはじけた後に物すごいダンピングしてやったと。ところが、今、そのダンピングした積算が現状の積算に反映されているので大変業者さんも死活問題だと。だから、落札率が高いとか低いとかということも含めると、県の土木工事なんかは落ちないのも随分あるようですよね。ですから、その辺も含めて検討しなきゃいけないのかなと思っております。

わかりました。今後、いろいろな課題を検討しながら前向きに頑張っていきたいと思えます。

議長（廣瀬 裕君） 以上で、一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は午前11時10分といたします。

退席を許します。

午前 11 時 02 分休憩

---

午前 11 時 09 分開議

議長（廣瀬 裕君） 再開いたします。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程2、議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程3、議案第2号 河内町立こども園設置条例の一部を改正する条例について議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町立こども園設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程4、議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程5、議案第4号 平成23年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成23年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり可決することに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程6、議案第5号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

12番宮本秀樹君。

12番（宮本秀樹君） 7ページの物件処理費の中のかわらの処分料ですか、塵芥処理組合の議員の人はわかるんですけども、ちょっと細かい内容について説明していただければと思います。

議長（廣瀬 裕君） 石山都市整備課長。

都市整備課長（石山正光君） それでは、質問にお答えします。

これは3.11の際発生しました瓦れき等の処分でございますけれども、そのとき発生しました瓦れきは1,530トンございました。そのうち、23年度中に1,109トン処分完了しております、かわらだけ420トン残っております。その処分でございます。

議長（廣瀬 裕君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程7、議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程8、議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 固定資産評価審査委員会委員について、原案のとおり同意いたすことに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の審査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 日程10、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査をすることに決しました。

---

議長（廣瀬 裕君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたしました。  
これにて平成24年第2回河内町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

午前11時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員